

地球規模生物多様性モニタリング推進事業費

510百万円(500百万円)

自然環境局生物多様性センター
生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

生物多様性条約のCOP10で採択された「新戦略計画・愛知目標（ポスト2010年目標）」については、その達成と評価を客観的な指標により行うことが要請されている。このため、生物多様性モニタリングの国内での継続的な実施とアジア太平洋地域での生物多様性観測データの収集・統合による生物多様性の評価の実施を支援する。

本年6月には、「生物多様性版IPCC」ともいわれる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」（IPBES）の設立について各国が合意したところであり、我が国は事務局招致も念頭に置き、IPBESの活動への支援を行う。

地域的に共通点の多い東・東南アジア地域の生物多様性情報について、政策決定者にとり施策に利活用しやすいように整理し、提供するシステムを整備することにより当該地域での施策の推進を支援する。

これらの事業により、地球規模での、生物多様性に関する科学的基盤の強化と政策への反映を図る。

国内の様々な生態系を代表する約1,000カ所のサイトを選定し、時系列的に継続的な生態系モニタリングを実施。

国境を越えた研究者等の連携による生物多様性観測データの収集、統合を行い、IPBESにおける生物多様性評価の実施を支援。

東・東南アジア地域を対象に、政策決定者に向けた生物多様性情報の分かりやすい提供システムを構築。

生物多様性モニタリング：生物多様性目標を評価するための指標の継続的な観測

2. 事業計画(平成22年度～)

| 調査等 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度～ |
|-----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 重要生態系監視地域モニタリング事業 | | | | | |
| 地球規模生物多様性モニタリング体制の構築を通じたIPBES活動支援 | | | | | |
| 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ | | | | | |

3. 施策の効果

国内での生態系の継続的なモニタリング・予測評価の実施による生物多様性保全の推進（温暖化影響の把握・保全対策への貢献を含む）

アジア太平洋地域での研究者等による生物多様性の評価の実施を通じたポスト2010年目標の達成状況評価及び生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）の活動支援

東・東南アジア地域において政策決定者向けの施策に必要な生物多様性情報の整理・提供により、当該地域における効果的な施策の展開

上記を通じた地球規模でのポスト2010年目標の達成の推進

地球規模生物多様性モニタリング推進事業費

(1)重要生態系監視地域モニタリング事業 (モニタリングサイト1000)



【国内の様々な生態系の変化の状況を継続的に観測】

自然環境保全基礎調査等

国内の観測データの蓄積

アジア太平洋地域の観測データの集積

(2)地球規模モニタリング体制の構築を通じたIPBES活動支援

アジア太平洋地域生物多様性モニタリング体制構築支援 (AP-BON)

IPBES体制構築・活動支援

【当該地域の研究者による観測データの集約・統合、評価、政府間プラットフォームの構築支援】

IPBESでの生物多様性の評価

(3)東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ (ESABII)

Red Data Book on Threatened Species in Asia



【施策に即活用できる情報を整理・提供 / 生物分類能力構築を推進】

情報整理・提供
・アジア版RDBの作成・提供等

生物分類能力向上
・水際管理 (CITES担当官等) 者の研修

政策決定者・一般への科学的情報の提供

ポスト2010年目標達成評価
生物多様性国家戦略の履行評価